

飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務委託名

「飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託」(以下「本業務」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※「5 業務の概要」を踏まえ、具体的な業務スケジュールは、当市と協議により定める。

3 目的

本業務は、令和4年度で計画期間の期限を迎える「飯山市第5次総合計画」及び計画期間を終えた「飯山市国土利用計画（第二次飯山市計画）」の両計画に続く新たな計画として、令和5年度を初年度とする飯山市第6次総合計画及び飯山市第3次国土利用計画を策定することを目的とする。

両計画を同時に発注することで政策間連携を図るほか、事務事業の効率化や重複作業の経費削減を図る。

4 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで（2ヵ年）

5 業務の概要

飯山市第6次総合計画は、急減する人口や少子高齢化、新型コロナウィルスの影響及び進化するテクノロジー等を踏まえ、すぐ先の未来を見通し、来たるべき事態に備える戦略を盛り込むことを念頭に、飯山市第3次国土利用計画は、長野県が発行する「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」に基づき策定支援を行うものとする。

なお、本仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度市と受注者で協議し決定することとする。

(1) 令和3年度

① 飯山市第6次総合計画

項目	内容
①-1 現況把握	市の各種計画及び県等の計画を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理する。 特に、人口については、集落単位（約100）の人口の構成を収集し特徴を整理する。（「整理の手法」については、事業者の提案を踏まえ、別途協議する。）

①－2 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。 ・アンケートの回答は入力・収集し報告書として取りまとめるとともに分析を行う。 ・対象者及び票数は以下のとおり 対象者：一般市民 1,500 票（回収率見込：50.0%） <p>アンケート調査実施に係る作業分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注者</th><th>受託者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の確定 ・調査票案の検討と確定 ・対象者の抽出及び宛名ラベル作成 ・回収アンケートの開封・管理 ・回収アンケート結果報告書案の検討 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の作成と修正案 ・調査票及び発送・回収用封筒の印刷 ・封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ・アンケート配布・回収経費負担 ・回収アンケートの入力 ・自由記述回答部分の整理 ・単純集計・クロス集計 ・調査結果の分析 ・アンケート結果報告書案の作成と補修正 ・アンケート結果報告書の作成 </td></tr> </tbody> </table>		発注者	受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の確定 ・調査票案の検討と確定 ・対象者の抽出及び宛名ラベル作成 ・回収アンケートの開封・管理 ・回収アンケート結果報告書案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の作成と修正案 ・調査票及び発送・回収用封筒の印刷 ・封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ・アンケート配布・回収経費負担 ・回収アンケートの入力 ・自由記述回答部分の整理 ・単純集計・クロス集計 ・調査結果の分析 ・アンケート結果報告書案の作成と補修正 ・アンケート結果報告書の作成
発注者	受託者					
<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の確定 ・調査票案の検討と確定 ・対象者の抽出及び宛名ラベル作成 ・回収アンケートの開封・管理 ・回収アンケート結果報告書案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の作成と修正案 ・調査票及び発送・回収用封筒の印刷 ・封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ・アンケート配布・回収経費負担 ・回収アンケートの入力 ・自由記述回答部分の整理 ・単純集計・クロス集計 ・調査結果の分析 ・アンケート結果報告書案の作成と補修正 ・アンケート結果報告書の作成 					
①－3 現行計画の進行状況の確認	現行計画の施策ごとに達成度を評価するために各部局に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果の取りまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。					
①－4 将来人口の推計	直近の国勢調査結果または住民基本台帳等に基づき、将来人口を推計する。なお、将来人口の推計にあたっては、集落単位（約 100）の人口の推計を算出すること。					
①－5 各種庁内会議の運営支援	各種庁内会議（3回程度）等に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。					
①－6 課題の抽出及び将来フレームの検討	前項までの結果を踏まえ、市の課題を抽出及び進むべき方向性を検討し、第6次総合計画の構成（基本構想や基本計画等）の骨格や策定方針案の取りまとめを行う。					

② 飯山市第3次国土利用計画

項目	内容
②－1 基礎データの収	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

集・整理	
②-2 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。 ・アンケートの回答は入力・収集し報告書として取りまとめるとともに分析を行う。 ・対象者及び票数は「①-2 市民アンケート調査」と同様とする。
②-3 土地利用に関する基礎データの調査・把握	社会経済の動向データ・資料や国土調査、その他市の資料等による土地利用状況など、国土利用計画を策定する上で必要な基礎的データを網羅的に収集・整理する。
②-4 将来フレームの検討	前項までの結果を踏まえ、土地利用に関する基本構想や規模の目標（目標年次・人口や世帯数・利用区分）の取りまとめを行う。

(2) 令和4年度

① 飯山市第6次総合計画

項目	内容
①-1 基本構想の策定	基礎調査の結果等を基に基本構想案を策定し、事務局との打ち合わせや庁内会議及び審議会等での協議・調整等を踏まえて補修正を行う。
①-2 基本計画の策定	基礎調査及び基本構想の策定を踏まえ、基本計画素案を策定し、事務局との打ち合わせや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。
①-3 市民パブリックコメントの実施支援	基本構想及び基本計画の素案について行う市民パブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成及び計画への反映などを行う。
①-4 各種審議会等の運営支援	庁内会議（5回程度）、市民委員会（5回程度）、審議会（5回程度）等に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。
①-5 概要版の原稿作成	確定した基本構想及び基本計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を市民に周知するという目的を勘案して住民目線で分かりやすく取りまとめる。
①-6 計画書及び概要版の印刷製本	確定した基本構想・基本計画及び概要版の印刷製本を行う。「6. 成果品」の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用の PDF データを用意する。

② 飯山市第3次国土利用計画

項目	内容
②-1 計画骨子案・素案の作成	基礎調査の結果等を基に、計画骨子案・素案を策定し、事務局との打ち合わせや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

②-2 市民パブリックコメントの実施支援	計画の素案について行う市民パブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成及び計画への反映などを行う。
①-3 各種審議会等の運営支援	庁内会議（5回程度）、審議会（5回程度）等に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。
②-4 概要版の原稿作成	確定した計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を市民に周知するという目的を勘案して住民目線で分かりやすく取りまとめる。
②-5 計画書及び概要版の印刷製本	確定した計画及び概要版の印刷製本を行う。「6. 成果品」の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意する。

6 成果品

（1）飯山市第6次総合計画

① アンケート結果報告書

データ納品

② 飯山市第6次総合計画書

印刷仕様：基本構想、基本計画各300部、基本構想 20ページ程度、基本計画 100ページ程度、A4判、4色刷り、文字2色、デザイン・レイアウトあり

③ 飯山市第6次総合計画書概要版

印刷仕様：8,000部 8ページ程度、A4判、4色刷り、文字2色、デザイン・レイアウトあり

④ その他

協議により市が求める本業務関連の電子データ一式

（2）飯山市第3次国土利用計画

① アンケート結果報告書

データ納品

② 飯山市第3次国土利用計画書

印刷仕様：200部、50ページ程度、A4判、4色刷り、文字2色、デザイン・レイアウトあり

③ その他

協議により市が求める本業務関連の電子データ一式

7 その他

本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、飯山市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。